

令和8年度 第2回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和8年5月8日 午後1時30分
3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」
4. 議 題 議案第6号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第7号 農地法第4条許可申請書審議について
議案第8号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について（諮問）
議案第10号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について
議案第11号 令和7年度最適化活動の点検・評価について
議案第12号 令和8年度農作業標準賃金（案）について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

| | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 本田 和登 | 2 番 奥村 恭代 | 4 番 上田 一之 |
| 5 番 坂本 秀孝 | 6 番 井本久美子 | 7 番 外村 和彦 |
| 9 番 永野 健一 | 10 番 井芹 康雄 | 11 番 緒方 知治 |
| 12 番 田端 孝士 | 13 番 赤星 龍己 | 14 番 岡本 篤幸 |

農地利用最適化推進委員

| | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 田上 菊夫 | 井上 聖 | 亀澤 英治 | 井上 誠也 | 後藤 孝一 |
| 草場竜一郎 | 本田 廣正 | 緒方 満之 | 上村 敦之 | |

7. 欠席委員

農業委員

| | |
|-----------|-----------|
| 3 番 本田真由美 | 8 番 野口 拓哉 |
|-----------|-----------|

農地利用最適化推進委員

田上 安幸

8. 議事録署名人

13番 赤星 龍己

1番 本田 和登

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 上古閑一徳

事務局職員 美濃田知也、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。それでは定刻を過ぎましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和8年度第2回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 岡本会長に御挨拶をお願いします。

会 長 皆さん、こんにちは。今、一番忙しい時期に入っておりますけど、農家の方、田植を前にして様々毎日を過ごされているんじゃないかと思います。また、日中は非常に暑くなっておりますので、作業される場合は水分を補給する等して、熱中症には十分注意していただきたいと思います。

本日は3条、4条、5条、それから中間管理業務、整備計画の関係、最適化推進の活動状況の報告、今年度の作業賃金等についての議題が用意されております。若干長くなるかと思いますが、皆様の議事への御協力をお願いしながら、簡単ではありますが、早速、議事に入りたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 それでは、本日は、13番委員の赤星龍己委員と、それから、1番委員の本田和登委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長にお願いします。

会長 それでは、早速議案審議に入ってまいります。

議案第6号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いします。

議案第6号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、許可の決定について意見を求めるものです。

令和8年5月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上になります。

会長 それでは、早速審議に入ってまいります。

2ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

2番委員の奥村委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。3ページ、4ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、3ページの申請土地から御説明いたします。3ページには番号1番の申請地21筆のうち、大字船津字西原2387番以外の申請地20筆分を記しております。申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐大橋がございまして、番号1番の申請地20筆は、甲佐大橋から約1キロメートル圏内に点在、また隣接しております。

また、4ページに添付しております申請地には、大字船津字西原2387番のみを記しておりまして、こちらは県道今吉野甲佐線から西へ約670メートルのところに1筆ございます。

場所の説明は以上です。

会長 それでは続きまして、2番委員の奥村委員から農地の使用賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 2番委員の奥村です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の貸借について相談され、了承を得られた

ので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については該当しません。

③については該当しません。

④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については該当しません。

⑥については問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。

先月の4月23日に、岡本会長と12番委員の田端委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字船津に5筆、大字麻生原に11筆、大字津志田に5筆あります。

申請地には、田には米、畑には花、栗の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま10番委員の井芹委員から現地調査の報告、それから、2番委員の奥村委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か発言ございませんか。

意見もないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思いますが、相手方(譲受人)は6番の井本委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、2番の審議が終わるまで、井本委員は退席をお願いします。

(井本委員退出)

それでは続きまして、5番委員の坂本さんより説明をお願いいたします。

○5番

5番委員の坂本です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長

それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局

説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらにグリーンセンターがございまして、番号2番の申請地は、グリーンセンターから110メートルのところに4筆、このように隣接、点在しております。

説明は以上です。

会 長

それでは続きまして、5番委員の坂本委員から農地の所有権移転について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番

5番委員の坂本です。

今回の申請は、相手方が申請人に農地の所有権移転について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題ないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われま

②については該当しません。

③については該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われま

⑤については該当しません。

⑥については問題ないと思われま

以上、説明を終わります。

会 長

現地調査を行っております。12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番

12番委員の田端です。

先月の4月23日に、岡本会長と10番委員の井芹委員、事務局で現地調査を行いました。

申請されている農地は大字田口に4筆あります。

申請地には、植木、サツマイモ、トウモロコシの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま12番委員の田端委員から現地調査の報告、また、5番委員の坂本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明があったところです。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。質問ありませんか。
質問はないようでございます。
それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。番号2番については原案どおり許可することに決定をいたします。
井本委員の入室を認めます。
(井本委員入室)
それでは、議案第7号、農地法第4条許可申請書審議調書についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、6ページをお願いします。
議案第7号、農地法第4条許可申請書審議について。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものです。
令和8年5月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上になります。

会 長 ありがとうございます。
それでは、7ページをお願いします。
議案第7号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1番を審議したいと思います。

○9番 それでは、9番委員の永野委員から説明をお願いします。
9番委員の永野です。
それでは、番号1番について説明いたします。
(申請人の状況・申請土地の状況・転用の目的・転用の理由を読み上げ)

会 長 それでは続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。お手元の資料につきましては8ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。
今回の申請地は、真ん中下、こちら、赤く示したところでございます。下のほう、緑川がこのように流れておりまして、国道443号線、日和瀬橋、そして、右端、やな場がでございます。そして、上豊内集落。県道の三本松甲佐線がこのように通っております。申請地は御覧のとおり赤く示したところ。その横、黄土色で囲んでおりますのが既存の宅地部分でございます。
場所につきましては以上でございます。

会 長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、9番委員の永野委員から説明をお願いします。

○9番 9番委員の永野です。

それでは、説明します。今回の申請は、申請人が地目の実態と一致させるために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況といたしまして、集落内にある広がり10ヘクタール以下であり、農業公共の投資の対象となっていない土地であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成する事ができると認められる場合には、原則として許可することができない」とされていますが、ほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

③については、既に整備されているため、事業の実体性について問題ありません。

④については、長年にわたり今の状況で管理されており、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま。

⑤については問題ないと思われま。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。10番委員の井芹委員から説明をお願いします。

○10番 10番委員の井芹です。

先月の4月23日に、岡本会長、田端委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字豊内字中園にある農地1筆で、第二種農地に該当しますが、ほかに適地はないため、転用は可能だと思います。

以上です。

会 長 ただいま10番委員の井芹委員から現地調査の報告、また、9番委員の永野委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はないため、転用は可能と判断するとの説明があったところ。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○1番 申請人の方は県外の方ですけど、今現在ここにおられるのは関係者の方ですか。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 今現在はどなたもお住まいになられていません。今回、親御さんが亡くなられて相続された。相続を機に、実際こういう状態であって、登記地目が農地、畑であったというのを御存じなくて、今回こういった状態なので、処分するにもこういう状態ではもう農地じゃないですよということ、隣と一体となった宅地ということで登記変更をやって、こちらには帰ってこられる予定はないそうなので、処分を考えてらっしゃるということを伺っております。

以上です。

会 長 ほかに御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をさせていただきます。

それでは続きまして、議案第8号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、9ページをお願いします。

議案第8号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年5月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、10ページをお願いします。

議案第8号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番を審議させていただきます。

それでは、4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。

それでは、番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・賃借人の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。お手元の資料の11ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうを御覧ください。スクリーンのほうで御説明申し上げます。

今回の申請地は、左上、赤く示したところでございます。右真ん中、こちらに国

道443号線、こちらが県道今吉野甲佐線、安津橋でございます。星の川団地があつて、グリーンパル甲佐がありまして、今回、賃借人の資材置場につきましては、こちら、黄土色で囲んでおる部分なんです、この土地につきましては、国土交通省の河川公園整備のために立ち退かなければならなくなったということで、近くの今回申請地について地権者の方に相談されたところ、賃貸借で借用可能ということで今回の申請になっておりますけれども、実際は今の所有者が所有権を取得される前から資材置場の様を呈しておつて、御親族の方が何十年も前にそういった状況でされておつたというふうに聞いております。今回、改めて賃貸借契約をされるに当たり、ちゃんとした地目の変更をして契約に至りたいということで、今回、申請に至ったところです。

場所と経緯について一通り御説明申し上げました。以上です。

会 長 それでは続きまして、転用申請に係る可否の判断について、4番委員の上田委員から説明をお願いします。

○4番 4番委員の上田です。

それでは説明します。

今回の申請は、賃借人が農地を資材置場兼駐車場にするために転用申請するものです。ただ、現況は二十数年前に亡くなられた賃貸借人の親族が無断で雑種地として利用されていたため、賃貸借するに当たり、改めて正式に転用申請書が提出されたものです。

転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料「転用申請に係る可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請土地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、広がり10ヘクタール以下であり、農業公共投資の対象となっていない土地であるため、第二種農地に該当すると思います。

②については、第二種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないとされていますが、ほかに適地はないため、転用は可能だと思えます。

③については、整地のみで自社施工をするため、費用負担はなく、事業の実現性については問題がありません。

④については、施工中は土砂の流出がないよう十分配慮するとされているため、周囲の営農の支障を及ぼすおそれはないと思えます。

⑤については問題ないと思えます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上です。

会 長 現地調査を行っております。12番委員の田端委員から説明をお願いします。

○12番 12番委員の田端です。

先月の4月23日に岡本会長、井芹委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、大字船津字下川原にある農地3筆で、第二種農地に該当しますが、ほかに適地はないと思われるため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま12番委員の田端委員から現地調査の報告、また、4番委員の上田委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のイ及びロのいずれにも該当せず、他に適地はないと思われるため、転用は可能と判断するとの説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。意見ございませんか。発言もないようでございます。

それでは採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1番につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付け、県のほうへ送付をさせていただきます。

それでは、議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、12ページをお願いします。

議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見の聴取について、別紙のとおり諮問がありましたので、意見の決定を求めるものです。

令和8年5月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

13ページをお願いします。

甲農第170号、令和8年4月21日提出、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取について(諮問)。

農用地利用集積等促進計画について御説明いたします。農用地利用集積等促進計画につきましては、農地中間管理事業に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を聞くこととなっておりますので諮問いたします。今回の計画につきましては、令和8年7月1日貸付開始分の申請です。

本日の総会で御審議いただきます農用地利用集積等促進計画につきましては、田

が72筆の60,337.34平米、畑が9筆の8,562平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

会 長 それでは、14ページをお願いします。

議案第9号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による聴取についてを審議いたします。

番号1番から3番については相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。また、番号4番については、番号1番から番号3番とは分けて審議したいと思います。参加の制限に該当いたしますので、番号3番と番号4番の審議が終わるまで、坂本委員は退席をお願いします。

(坂本委員退出)

それでは、番号1番から番号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号1番、2番の地図につきましては19ページに、番号3番につきましては20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに宇城鉄筋がございまして、番号1番の申請地は、宇城鉄筋さんから西へ約570メートルのところに1筆、番号2番の申請地は、宇城鉄筋さんから南へ約190メートルのところに1筆ございます。

続きまして、番号3番の申請地につきましては、緑川サービスエリアがこちらにございまして、そこから南へ約600メートルの圏内に2筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号1番から番号3番の相手方は御船町の認定農業者で、主に米、野菜（キャベツ、バレイショ）の作付けをされています。今回の申請地にもキャベツの作付けを計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは採決を行います。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番から番号3番については原案のとおり決定をしてまいります。

続きまして、番号4番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらに緑川サービスエリアさんがございまして、番号4番の申請地は、緑川サービスエリアから南へ約450メートル圏内のところに2筆、このように点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に麦、飼料用作物の作付けをされています。今回の申請地にも麦の作付けを計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

説明は以上です。

会長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番については原案のとおり決定をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。甲佐から御船町方面に国道443号線が走っておりまして、今回の申請地は、甲佐大橋から北東へ約250メートルのところに1筆ございます。

続きまして、相手方の状況について御説明いたします。

番号5番の相手方は地域の担い手で、主に大豆、ゴマの作付けをされております。今回の申請地にもゴマ、燕麦（緑肥）の作付けを計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、ないようですので、採決を行います。

原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番につきましては原案どおり決定をしております。

続きまして、番号6番と番号7番は相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。番号6番、7番については、23ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに甲佐高校、甲佐中学校がございまして、番号6番の申請地につきましては、甲佐中学校から南西へ約900メートルのところに2筆隣接しております。また、7番につきましては、甲佐中学校から515メートルのところに1筆、このようにございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番、7番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、花卉の作付けをされております。今回の申請地にも米、麦の作付けを計画されておりました、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようですのでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番、番号7番については原案のとおり決定をしております。

続きまして、番号8番、9番について審議したいと思いますが、この相手方（借人）は6番委員の井本委員です。参与の制限に該当しますので、番号8番と番号9番の審議が終わるまで、井本委員は退席をお願いします。

（井本委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。24ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちらに田口橋、グリーンセンターがございます。番号8番の申請地は、田口橋から約1.2キロメートル圏内のところに3筆、このように点在しております。

また、番号9番の申請地につきましては、グリーンセンターから約270メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号8番、9番の相手方は認定農業者の法人の役員をされていらっしゃる方で、主に米、植木、サツマイモ、トウモロコシの作付けをされています。今回の申請地にも米、植木、サツマイモ、トウモロコシの作付けを計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号8番、9番については原案のとおり決定をいたします。井本委員の入室を認めます。

（井本委員入室）

次に、15ページと16ページをお願いいたします。

続きまして、番号10番から番号14番は相手方が同一のため、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局からお願いします。

事務局

説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。25ページ、26ページ、27ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、25ページに記しております申請地の場所について御説明いたします。申請地は赤色の部分です。こちらには番号10番から14番までの申請地のうち、早川区にございます申請地と糸田字蔵畑、糸田字下川原、糸田字村下、糸田字梶原にございます14筆を示しております。こちらに443号線が走っておりまして、こちらを県道宇土甲佐線が走っております。西邦電気工業株式会社さん、大八運輸さんがございまして、そこから400メートル圏内に、このように14筆点在しております。

次の26ページには、番号10番から14番までの申請地のうち、大字糸田字十年、字夫ノ田にあります申請地を記しております。乙女橋がこちらにございまして、約580メートル圏内に20筆、このように点在、または隣接しております。

また、27ページには、大字糸田字塔ノ木にあります申請地が示されておりまして、こちらに甲佐大橋がございまして。今回の申請地は、甲佐大橋から約310メートルのところ糸田字塔ノ木の申請地2筆が隣接しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号10番から14番の相手方は認定農業者で、主に米、麦の作付をされております。今回の申請地にも米、麦の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号10番から番号14番については原案どおり決定をしております。

続きまして、番号15番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。28ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに乙女橋、津志田河川自然公園がございまして、番号15番の申請地は、乙

女橋から西へ約530メートル圏内に3筆、隣接、点在しております。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号15番の相手方は認定農業者で、主に加工用米の作付けをされています。今回の申請地にも加工用米の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号15番については原案のとおり決定をしまいたします。続きまして、番号16番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。29ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらグリーンセンターがございまして、番号16番の申請地は、グリーンセンターから北西へ約630メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号16番の相手方は熊本市にお住まいですが、嘉島町の認定農業者で、ブドウや桃の作付けをされています。今回の申請地にも桃の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号16番については原案のとおり決定をしまいたします。続きまして、番号17番について審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。30ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分でございます。こちら県道今吉野甲佐線が走っておりまして、今回、番号17番の申請地は、県道今吉野甲佐線から約800メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号17番の相手方は認定農業者で、主に米、花の作付けをされています。今回の申請地にも米の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

それでは、採決を行います。原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号17番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号18番について審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。31ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

こちらに田口橋がございまして、県道宇土甲佐線をこのように甲佐町から城南の方に通っております。今回の申請地は、県道宇土甲佐線沿いに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号18番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号18番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号19番について審議をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。32ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。なるべく皆さんが御存じの最寄りの目印となるような場所を探しましたが、あいにくございませんでしたので、今回もこのような広域的な地図を用いて御説明いたします。御了承ください。

申請地は赤色の部分です。こちらに龍野小学校、こちらに甲佐中学校がございまして、こちらを目野川が流れております。番号19番の申請地は、こちら目野川沿いに1筆ございます。

次に、相手方の状況について御説明いたします。

番号19番の相手方は地域の担い手で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号19番については原案のとおり決定をいたします。

続きまして、番号20番について審議したいと思います。

番号20番と番号21番は分けて審議したいと思います。番号20番と番号21番の相手方は5番委員の坂本委員の親族です。参与の制限に該当いたしますので、番号20番と番号21番の審議が終了するまで、坂本委員は退席をお願いします。

(坂本委員退出)

それでは、番号20番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み

上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。33ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに田口橋がございます。番号20番の申請地は、田口橋から南へ約380メートルのところに2筆、点在しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号20番の相手方は認定新規就農者で、主に米、麦、カボチャの作付けをされています。今回の申請地にも米、麦の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号20番については原案のとおり決定をいたします。

次に、17ページをお願いします。

続きます、番号21番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。34ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに田口橋がございます、番号21番の申請地は、田口橋から南へ約280メートルのところに1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号21番の相手方は認定農業者で、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今回の申請地にも米、麦、大豆の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われま

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号21番については原案のとおり決定をいたします。

坂本委員の入室を認めます。

(坂本委員入室)

続きまして、番号22番から番号34番については相手方が同一のため、一緒に審議をしてまいります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。35ページから38ページにかけて地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明いたします。

まず、35ページに示しております申請地は、番号28番の申請地でございます。こちらに九州自動車道が走っておりまして、そこから約400メートル圏内に2筆、このように点在しております。

次に、36ページに示しております申請地は、番号24番の申請地でございます。こちらに田口橋がございまして、番号24番の申請地は、田口橋から約600メートル圏内に2筆、このように点在しております。

続きまして、37ページに示しております申請地は、番号22番から番号34番のうち、大字糸田字十年、大字糸田字日出来、大字糸田字梶原、大字糸田字下川原、大字糸田字夫ノ田にございます11筆でございます。こちらに乙女橋がございまして、乙女橋から1キロメートル圏内に11筆、点在しております。

最後に、38ページに示しております申請地は、番号22番から番号34番の申請地のうち、大字糸田字下川原、大字糸田字中川原、大字早川字前田、大字早川字下小塚にございます6筆でございます。こちら、甲佐大橋がございまして、約750メートル圏内にこのように6筆、点在、隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号22番から番号34番の相手方は認定農業者で、主に米の作付けをされています。今回の申請地にも米の作付けを計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われれます。

説明は以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号22番から番号34番については原案のとおり決定をしてまいります。

ここで、今、3時前ですから、3時5分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時05分

会 長 それでは再開をいたします。

続きまして、議案第10号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは39ページをお願いします。

議案第10号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり諮問があったため、意見の決定を求めるものです。

令和8年5月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、40ページをお願いします。

甲農第182号、令和8年4月21日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様、甲佐町長、甲斐高士。

農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について(諮問)。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農地法上問題ないか諮問します。

詳細については事務局から説明いたします。

事務局 それでは、お手元の資料41ページをお願いいたします。

諮問番号1番につきまして、お手元の資料の表からです。表の一番上の段、変更しようとする土地等の所在、それから、変更後の土地の用途、変更しようとする理由ということで記載しております。

番号1番につきましては、元白旗第一の四つで、合計面積が9,586平米となっております。

次に、場所につきましては、お手元の資料43ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで御説明申し上げたいと思います。赤く示しておるのが、今回の諮問の場所でございます。真ん中が県道嘉島甲佐線、すぐ隣にトヨタさんがございまして、大福さんで、木村のあられさんで、赤く示しているネッツさんのすぐ隣、こちらに示しています四つでございます。

今回諮問されている農業振興地域整備計画の変更に係る内容としましては、自動車製造工場建設のための計画について、農振農用地から除外した場合、農地の転用

に際し、農地法上問題がないかと甲佐町長から諮問があつているところです。

前のスクリーンで御覧のとおり、こちらの農地につきましては、農業公共投資の対象となった農地で、10ヘクタール以上このように広がっておりますので、第一種農地に該当すると思います。「農地法の運用について」によりますと、第一種農地の転用は原則として許可することができないとされておりますが、今回の申請地は、こちらのほうからずっと芝原の集落のほうまで続いておりまして、集落に隣接しており、転用による周辺の営農には支障なく、ほかに適地はないと思われまゝ。このため、事務局としては転用については農地法上問題ないかと考えております。

また、進出に当たり事業計画を聞いておりますところによると、地元からの雇用も全雇用のうちの5割程度を今のところ計画しているということで伺っております。仮に農振農用地からの除外がなかった場合、この次が転用申請になってきますけれども、そのときには恐らく町との、先にありました雇用協定の締結ができた上での転用申請が上がってくるんじゃないかなと、今のところ事務局としては判断しております。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があつたところです。農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について、甲佐町長からの諮問の案件、番号1番についての説明があつたところです。

これについて皆さんから何か御質問はないでしょうか。

はい。

○7番 自動車工場ってしてあるばってん、メーカーはどこが入ってくるとですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 本社は台湾にございますけれども、日本法人を立ち上げられて、改めて日本での工場を設立したいというふうな考え、日本進出に当たつての考えだそうです。

以上です。

会 長 外村さんのほかに何か御意見ないですか。

ほかには意見もないようでございます。

それではこの件につきまして、農地法上問題なしか問題ありか決定したいと思ひますが、問題なしと思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

全員問題なしと認めます。

それでは、当農業委員会としましては、諮問案件番号1番については、転用については農地法上問題がないということで町長のほうへ答申をしまひます。

続きまして、番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、お手元の資料42ページをお願いいたします。

先ほどと同じように農振除外についての諮問で、これは大字中山と大字田口にかかるところで19筆、合わせまして9,755平米ございます。

場所につきましては、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。赤く示しておるのが今回農振農用地からの除外に対する町長からの諮問のエリアでございます。右下に乙女小学校がありまして、この前を県道の今吉野甲佐線がこのように通ってます。あと、白旗のほうから県道御船甲佐線で、東南さん、九州条鋼さんで、こちらの19筆、総面積が9,755平米です。

今回の諮問されている内容につきましては、自動車部品工場の建設のための計画について、農振農用地から除外した場合、農地転用に関して農地法上問題ないかというふうに町長から諮問があつているところです。

番号2番につきましては、農業公共投資の対象となっていない農地で、広がりも10ヘクタール以下であるため、第二種農地に該当すると思います。「農地法の運用について」によりますと、第二種農地転用は、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として、許可することができないとされておりますが、ほかに適地はなく、転用による周辺の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われま

す。今回こちらのほうに進出を計画されている企業さんにつきましては、お手元の42ページに示しております自動車部品工場で、現在は白旗の芝原のほうで部品工場をされておりますが、事業拡大と、あと、隣接地に住宅団地が建設されて、騒音とか、あと規模拡大するには面積がもう広げられないということで移転したいと、こちらのほうを計画されているところでございます。

事務局といたしましては、先ほど申しましたが、ほかに適地がなく、他の周辺の営農に支障を及ぼすことはないと考えまして、転用については農地法上問題ないと考えております。

場所については状況写真を、前のほうのスクリーンを御覧ください。こちらの交差点で、左下、こちらが御船甲佐線、ここがロータリーになっておりまして、このロータリーに囲まれた一団地全部、9,755平米を考えてらっしゃるということでございます。

以上です。

会 長 　　ただいま事務局から、農業振興地整備計画の農用地利用計画の変更について、諮問案件の番号2番についての説明があつたところです。

何かこれについて皆さんから御意見ございませんか。

○1番 　　これ、部品工場って何ば作っと。

会 長 　　事務局、どうぞ。

事務局 　　自動車部品。

○1番 自動車部品もいろいろあるけんたい。
事務局 主な契約相手方は、本田技研さんだそうです。

○1番 本田技研、あの大津の。
事務局 それと、本社工場としましては愛知県のほうだったかと思うんですが、自動車メーカーさんとの……。

○1番 愛知県には本田はなかけんたい。
事務局 ほかのメーカーさんということで。本田技研さんが来られたときに一緒に過去進出してこられて、ずっとメインの契約相手方はそちらだったそうです。

○1番 具体的な中身は分からんわけね。
事務局 今度、本申請、転用申請が上がってきたときには具体的になるかと思います。
会 長 よろしいですか。

○1番 分からん、どうせ分かっとっどけん。
会 長 ほかに何かございませんか。
それでは、この件につきまして、農地法上問題なしか問題ありか決定したいと思いますが、問題なしと思われる方の挙手をお願いします。
(賛成者挙手)
全員問題なしと認めます。
それでは、当農業委員会としましては、諮問案件番号2番について、転用については農地法上問題ないということで町長のほうへ答申をしまいります。
続きまして、議案第11号、令和7年度最適化活動の点検・評価の決定についてを議題といたします。
事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、45ページをお願いします。
議案第11号、令和7年度最適化活動の点検・評価の決定について。令和7年度最適化活動の点検・評価の決定について、意見の決定を求めるものです。
令和8年5月8日提出、甲佐町農業委員会会長名です。
以上になります。

会 長 ありがとうございます。
それでは、議案第11号、令和7年度の最適化活動の点検・評価の決定について、まずは各委員の最適化活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。

事務局 では説明申し上げます。それでは、46ページをお願いいたします。
令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について説明いたします。これは、令和7年度の農業委員会での活動及び利用状況調査等などの活動実績、また、定例会時に御提出いただいている毎月の活動報告書を基に作成しております。

それでは説明させていただきます。

I、農業委員会の状況ですけれども、令和7年4月1日現在のものとなっております。農業委員会の現在の体制としましては、農業委員数14名、最適化推進委員数10名となっております。

農家・農地の概要ですけれども、こちらは農林業センサス等の各種統計の値を記載しております。また、認定農業者82名、認定新規就農者8名、農業参入法人1となっております。甲佐町の耕作面積は1,170ヘクタールとなっております。

47ページをお願いいたします。

II、最適化活動の実施状況につきまして、昨年度の初めに最適化活動の目標を立てました。実績につきましては、管内農地面積1,170ヘクタール、新規集積面積が、前年比マイナス35.5ヘクタール、これは令和7年度は、皆さんに令和7年11月から令和8年1月にかけて定例会で御審議いただきました、町内に七つ農事組合法人のうち、ファーム吉田を除く6農事組合法人の大型農地の貸借更新がありました。この結果につきまして、更新前の農事組合法人で貸借している面積に対して、今回は前回比87%弱の借受率となっております。また、新たな担い手の方にも幾分かは集積されておりますが、全部賄い切れなかったことが減少の原因になっております。そのため、令和7年度末の集積面積は657.2ヘクタール、集積率56.2%となっております。

続きまして、(2)遊休農地の発生防止・解消について、現状につきまして、目標設定値は1号遊休農地が73.2ヘクタール、そのうち緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地につきましては32.5ヘクタール、黄色区分の重機を入れれば耕作できるような遊休農地につきましては40.7ヘクタールとなっております。

目標値につきましては、緑区分の遊休農地の解消といたしまして、令和3年度の利用状況調査における緑区分の草刈り等で直ちに耕作可能な農地が32ヘクタールありましたので、これを5分の1ずつ解消することが国のガイドラインの目標になっております。それで6.4ヘクタールとなっております。

48ページをお願いいたします。

③の実績、既存遊休農地の解消の実績としましては、緑区分の遊休農地の解消実績面積は4.4ヘクタールとなっております。目標に対する達成状況は68.8%となっております。

また、毎年の農地の利用状況調査を農業委員さんと最適化推進委員さん皆さんで令和7年度も行いました。その結果としまして、1号遊休農地が57.4ヘクタール、うち草刈り等を行えば耕作ができる状態になる遊休農地の緑区分は27ヘクタール、重機等を用いれば耕作ができる黄色区分は30.4ヘクタールの実績となっております。

また、調査した遊休農地の所有者に今後の利用意向についての調査を令和7年11月から令和8年1月にかけて実施し、取りまとめを行っております。

それでは、(3)新規参入の促進について説明いたします。令和4年から6年度までの現状は記載のとおりです。

②令和7年度の目標としましては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積が、令和4年度から令和6年度の権利移動の面積の平均22ヘクタール、これの10分の1とすることが国のガイドラインで定められておりましたので、2.2ヘクタールとしております。

49ページをお願いいたします。

実績としましては、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地はありませんでした。

今後については、新規就農者の確保が図れるよう、機会を捉えて普及活動を行っていきたく記載しております。

2、(1)の最適化活動の活動目標につきましては、令和7年度の目標は、月9日としておりました。皆さんに活動実績を出してもらいましたものを集計しまして、甲佐町農業委員会の実績としましては平均で月12.81日と出ております。

(2)の活動強化月間については、実績としまして、内部で令和7年7月から8月にかけて、非農地化について検討を行いました。令和8年2月と3月に、該当地区の各委員さんには、地域計画の見直しの協議への参加をしていただいております。

50ページをお願いいたします。

(3)新規参入相談会への参加ですけれども、実績といたしましては、新規就農を希望する方に対して、随時、役場窓口にて就農に関する相談・支援を実施いたしました。

推進委員等の点検・評価結果についてですけれども、農業委員さん、推進委員さんの活動報告を基に国のガイドラインに沿って点数づけをして、その点数に基づいた評価を記載しております。

51ページをお願いします。

農業委員会の総会、部会の開催実績ですけれども、総会は毎月実施しました。営農対策部会が1回、農地管理対策部会は1回行いました。農地法3条に基づく許可事務につきましては、42件上がってきました。転用に関しましては25件上がっております。また、違反転用への対応につきましては情報交換等を行いました。

事務局からの説明は以上となります。

続きまして、52ページから75ページまでについてですが、こちらは、前の各委員さんの最適化活動の点検・評価について記載しております。

1の(1)最適化活動の実施状況についてですけれども、これは前年度に御提出

いただきました各委員の活動記録をまとめたものとなっております。

農業委員会による点検・評価についてですけれども、1の(1)活動日数と(2)の成果を国の採点表で点数づけいたしまして、その点数に基づいた評価の文言を入れております。

また、今年度に関しましても活動記録の記入をよろしく願いいたします。

以上で事務局からの説明を終わります。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から令和7年度最適化活動の点検・評価の決定についての説明があったところです。

何か皆さんから御質問はありませんでしょうか。

田端委員、どうぞ。

○12番 まず、46ページが一番最初の農業委員会の状況、7年4月1日現在の分が載っているということですか。

事務局 はい。

○12番 7年度の活動ではないということですね。

事務局 はい、これは7年の活動の現在の状況ですね。

○12番 もう一回。7年度の活動の数字を今、だ一と言ったでいいですか。

事務局 そうです、はい。

○12番 ということは、これは8年4月1日現在が正解じゃないですか。これ下のほうまで続くのであれば、1番にぼこんって載ったけん、4月1日って、なったばかりやなって。何を書いたもんかなってちょっと思ったんやけど。

事務局 すいません、こちら、今回は、そうです、8年になります、すみません。

○12番 今まで1年間の実績ばずっと今説明したんですよね。

事務局 そうです、はい、申し訳ありません。

○12番 じゃあ、8年ですね。

事務局 実績を出しております。

○12番 はい。ついでにもう一個いいですか。あと二つあります。

48ページ、真ん中付近に④その他で、調査結果取りまとめ時期というのが右下にあるんですけど、これは、調査実施期間の左側は11月～12月と書いてあるんですけど、これの結果を取りまとめた時期は、7年の2月～3月ですか。

事務局 こちら、申し訳ございません。こちらは7年ではなく8年になります。申し訳ございません。令和8年2月から3月です。

○12番 8年ですね。

事務局 はい、申し訳ございません。

○12番 はい。次のページ、真ん中の2番の最適化活動の活動目標で、さっきちょっと言葉で聞こえたんだけど、1人当たりの活動日数12日とか何か言いました。

事務局 はい。

○12番 それはどこに書いてあるんですかね。

事務局 こちらの2番のほう、令和7年度当初に活動目標としては1人当たり9日にしましょうということで目標を掲げております。今回、皆さんに毎月の活動日誌を出していただいたのを集計しましたら、ここには出てないんですけども、1人当たり一月12.8日となっております。ここには、すみません、書いてない、出しておりません。

○12番 これ、目標を書いているだけですか。

事務局 これは目標だけです。

○12番 結果はどこにかないんですか。

事務局 ここに結果を書く欄がないので、この表には出していません。

○12番 書く欄がない。前に新規就農者がどうのこうのとかって結果も言われたんですよ。ずっと説明があった分ですけど。集積がどうのこうのとかいう。これ、1年間の結果を言われたんですよ。

事務局 はい。この様式に沿ってですね。

○12番 様式に沿って。

事務局 はい。様式に沿って出しています。

○12番 じゃあ、様式自体が悪いということね。目標は9日で、結果は何日ですよというんだったら、7年度の報告書になると思うんですよ。

事務局 すみません。

○12番 いい、いい、あんまり気にせんで。

事務局 国のほうの報告文書でこうなってますので。

○12番 うん。12日って言葉が聞こえたけん、どこに書いてあるのかなって思っただけ。以上です。

会 長 以上ですね。

ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それではまとめます。最適化推進活動につきましては、農業委員会の重要な業務として行っているところです。その活動の内容としましては、ただいま説明がありましたように、一つ目は農地の集積、それから二つ目には遊休農地の発生防止と解消、三つ目に新規参入の促進などの業務が責務として位置づけられているところです。

この活動を実のあるものにするためには、活動の点検・評価が重要であると考えているところです。本町の農業委員会としましての評価がもらえるように、しっかりと活動をしていきたいと思っているところです。

皆さんから意見がなければ、この議案第11号、令和7年度の最適化活動の点検・評価について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

大多数の賛成ということで承認してまいります。それでは、この議案第11号については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議案第12号、令和8年度農作業標準賃金(案)についてを議題いたします。

これにつきましては、4月24日だったのですが、営農対策部会の会議を開催しておりますので、部会長の田端委員から説明をお願いいたします。

○12番

営農対策部会長の田端です。それでは説明いたします。

先月4月24日、本田和登委員、井本委員、緒方委員、岡本会長及び職務代理者の永野委員出席の下、令和8年度第1回営農対策部会を開催し、令和8年度農作業標準賃金(案)について協議しました。

協議の結果につきまして、お手元の資料77ページを御覧ください。77ページに令和8年度農作業標準賃金(案)として提示しております。参考にもう一枚あります。昨年度の単価表がお手元にあるかと思しますので、比べながら説明したいと思います。

まず項目から行きます。稲田耕起、これは昨年度と一緒です。田起こし、1,000円アップの5,000円と5,500円にアップしてます。麦田耕起、これもアップです。1,000円アップです。右も左もですね。未整備地区も1,000円アップです。稲コンバイン刈、去年と一緒です。1万3,000円と1万4,000円。麦コンバイン刈、同じです。9,000円と1万円。大豆コンバイン刈、6,000円と6,000円。機械田植5,500円と6,000円。代かき、7,000円と7,000円。ここまでは同数字、同金額です。農薬散布、ここを一部変えまして、水和剤2,000円のみを載せてます。去年までは、粉剤2,000円も載せてましたけれども、粉剤は多分受注がないやろうということで水和剤、そういう形と、右側の、乗用機械による作業を機械による作業に修正しております。一般農作業、これは昨年度までは7,700円から8,200円という幅を持ってましたが、時給単価に変えまして、時給1,200円に変えております。次、草刈作業も同じく時給1,200円いたしました。機械、麦・大豆播種7,000円。もみ乾燥1万1,000円。苗作り600円。米・麦・大豆運搬1,000円。肥料散布2,000円。プラウ作業6,000円。これは昨年と一緒です。カルチ作業、これを3,000円に、1,000円アップしております。畔塗り・溝上げはメーター50円、そのままです。

以上、前回の会議の中で案としてまとめたものを提示しております。

以上、説明を終わります。

会 長

ただいま営農対策部会長の田端委員から、令和8年度の農作業標準賃金案について

での説明があったところです。

これより質疑に入ります。皆さんから何か意見がありましたら発言していただきたいと思います。

外村委員、どうぞ。

○7番 去年とあんまり、言うならおとしとあんまり変わったらんと思うとぼってんが、米代は3倍高になって、高うなって、燃料代も高うなっとなるけん、まちっと上げてやったっちゃよかつちやなかですか。する人はきつかつちやなかろうか。燃料代も結構上がっとなるけんですね。軽油も前は18リッターで2,000円そこそこだったとが、今はもう3,000円ぐらいなっとなるですよ。だけん、そぎゃんとぼ考えるなら、まちっと上げてやったっちゃよかつちやなかろうかて思たつぼってん。頼みますほうも米代が、去年おとしまではまだ1万2,000円とか1万4,000円だったつが、ああ、さきおとしですね、去年おとしが2万4,000円ぐらいになって、去年は3万3,000円から3万5,000円ぐらいになっとなるけん。米代も上がっとなるけん、まちっと上げちやったっちゃよかつちやなかろうかて思たぼってん。本音は俺も安かほうがよかつですよ。

○12番 前回の会議の中では、ある程度意見が出まして、結果的にこの基準、まあ標準賃金をベースにするとは結構法人が多いそうですね。法人、生産組合。その単価を上げると、要は作ってもらってる方の負担が大きくなるなという形で、一応上げるところは上げました。御船、嘉島の金額を参考にですね。で、まあ少しは上げたところがありますけども、あとは、一応吟味しながら検討した結果でございます。

会 長 確かに昨年は、米価は高かったですかね。今年は分かりませんからね。

○7番 今年はどうなるか分からんけど。

会 長 なかなか難しいところはあるんです。だから、周辺、嘉島、御船の横並びを見ながら、みんなで検討して幾らか上げた、こういう形になっていますので、その点、そういうことで御理解いただきたいと思います。

ほかに何かないですか。

○1番 これは去年、令和7年度は、これ、一応6年から7年には一回上げたつでしょう。

○12番 上げた。

○1番 そこばちょっと説明しとったほうが。

○12番 上げてます。令和6年度から1,000円ずつぐらい上がってます。だけん、2年連続で上がったところもあるかもしれません。だから、稲田耕起あたりは去年と一緒にすけれども、多分それ前には上がってたんじゃないかなと思います。記憶ですけれども。前回上げました、で、今回また上げました。なかなかですね。加味してるのは燃料代です。

○7番 だけん、安かほうがよかつですよ。そいぼってんが、するもんな、やおいかんと

じゃなかろうかと思うちから、そん。

会 長

実際そうですね。

○7番

今まで軽油がえらい上がってっじゃなかですか、前よりか。

○11番

だいぶんきつかろう。

○7番

だけん、きつかっちゃなかかなって思うたつですよ、最初。

○1番

この前ちょっと話がでたとはですね、燃料とかいろいろ上がってとうばってんが、米あたりが変動しよっでしょう、値段が。今年また、去年の値段より高かか安かかも分らんし、そういったあたりも推移を見ながらまた検討せなんごつなる。だけん、去年のしこ3万とか3万5,000円になれば別ばってんが。

○7番

それはちょっと無理でしょう。

○1番

いやいや、ならんと思うとるですよ。そのあたりの推移も見ながら、この賃金も善処していかなんと思ったところでございます。

会 長

今の新聞情報云々でやると、かなりの社が米価は安いような感じの状況でしょう。なかなかですね、難しいところです。

○1番

固定しとらんもんじゃけん、米が。

○12番

別にこの単価は今確定しているわけではありませんから、案ですから、皆さんの御意見を聞いて、例えば稲田は1,000円上げようかってみんなが言えば、1,000円上げればいいことであって。一応部会としてはこの単価で決めました、金額の案としてですね。

○7番

俺も、頼むとが多かつだもんだけん、我じゃしきらんで。だけん、安かほうがよかつですよ。そいばってんが、燃料も上がってって、さっきと同じごた話になるばってんが。

会 長

今説明があったところです。

ほかに何か御意見ありませんかね。

ほかにはないようでございます。

それでは、協議の結果の、今、案を出しておりますが、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、当農業委員会としましては案のとおりで提案をしまいりまして、あと、組回覧等で周知をしまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日は若干長くなりましたが、本日の議題は全て終了いたしました。これで農業委員会は一応閉じますので、事務局のほうよりお願ひします。

事務局長

それでは、お疲れ様でした。これをもちまして、第2回定例農業委員会総会を閉会いたします。お世話になりました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議長

13 番

1 番